

国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）

第1 目的

景観に配慮した社会資本整備により形成される良質な公共空間は、地域の価値を向上させ、地域住民に精神的な豊かさをもたらすとともに、後世における資産となるべき性格を有するものである。事業実施に当たっては、事業者、地方公共団体、住民、学識経験者等の景観形成に携わる関係者が協力して、地域の潜在的な価値を発掘し、顕在化、向上させ景観形成を図っていくことになる。そのためには、景観形成に携わる関係者が互いに共通の認識に立つことができるように、できるだけ客観的、論理的に景観に関する価値判断を行う必要がある。

本基本方針（案）は、国土交通省所管の公共事業において、景観に配慮した社会資本整備を進めるため、事業実施により形成される景観について、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他関係者（以下、「住民等」という）や学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ景観評価を行い、事業案に反映する基本的な仕組みを確立することを目的とするものである。

第2 定義

本基本方針（案）における「景観評価」とは、事業者が、地方公共団体、住民等や学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ、事業実施により形成される景観について、「景観整備方針」（第4の4参照）を作成し、これに基づき客観的、論理的な価値判断を行い、その内容を事業計画に反映させることをいう。

第3 基本方針（案）の位置づけ

本基本方針（案）は、景観評価の基本的な枠組みを示すものであり、本基本方針（案）に基づき、国土交通省が所管する直轄事業を対象に試行的に実施する。

試行結果を踏まえて、「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針」を策定する。

なお、各事業の所管部局は、本基本方針（案）を踏まえ、必要に応じて、事業の種類毎にその特性等を考慮した実施方針等を策定することができる。

第4 対象とする事業と評価実施主体

1 対象事業

国土交通省所管の国が施行する事業（ただし、災害復旧、維持・管理に係る事業を除く）のうち、以下のいずれかに該当する事業から、地方支分部局等における担当部又は事務所（以下「事務所等」とする。）が企画部と調整の上、試行事業を選定する。選定に当たっては、必要に応じて、地方公共団体、住民等、学識経験者等の意見を聴取することができる。

北海道開発局にあつては開発監理部、沖縄総合事務局にあつては開発建設部とする。

- ・ 優れた景観を有する 地域で行う事業

優れた景観を有するとは、以下の法令及び条例に基づく景観に関わる規制の対象となる地区等を想定

景観法：景観計画区域（景観重要公共施設や景観重要建造物等に係る場合）

景観地区、準景観地区

都市計画法：風致地区、美観地区

文化財保護法：伝統的建造物群保存地区

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法：歴史的風土特別保存地区

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法：

第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区

都市緑地法：緑地保全地域、特別緑地保全地区

首都圏近郊緑地保全法：近郊緑地特別保全地区

生産緑地法：生産緑地地区

自然公園法：自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域

港湾法：修景厚生港区

屋外広告物条例により定められた区域

地方自治体が制定する景観条例に基づく指定地区

景観法の施行に伴い、美観地区は廃止され、景観地区及び準景観地区が創設される。

なお、現在定められている美観地区の一部は景観地区に移行される予定。

- ・ 事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると事業者が判断する事業
- ・ 事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業

景観法における景観重要公共施設に指定されている場合は、試行事業として必ず選定する。ただし、災害復旧、維持・管理に係る事業を除く。

2 評価実施主体

評価実施主体は当該事業を所管する地方支分部局等の事務所等とする。

3 評価単位

事業採択を行う事業単位を基本とする。ただし、事業特性を踏まえ、これによらない単位を設定することができる。

「景観整備方針（第4の4参照）を踏まえ、事業の一部を評価単位として設定することができる。

4 評価の内容

景観評価の内容は以下の通りとする。

構想段階から施工段階

- ・ 景観評価は事業特性を踏まえ適切な時期から検討を行う。この際、できるだけ事業の早い段階から検討をはじめると努める。
- ・ 入手可能な最新の文献やその他資料に基づき、当該事業周辺の景観や土地利用状況、当該地域における景観形成の目標像、景観に関する規制等の把握・抽出を行い、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を取りまとめる。なお、当該事業が景観法における景観重要公共施設に係る場合は、景観計画に定められる整備に関する事項（景観法第八条第2項第五号ロ）に即さなければならない。

当該地域における景観形成の目標像とは、国、都道府県、市町村が定める当該地域の景観形成ガイドラインや指針等に示されるものである。今後、景観法に基づき策定される景観計画も想定される。

- ・ 「景観形成にあたり配慮すべき事項」や事業計画の内容・特性を踏まえ、当該事業における「景観整備方針」を取りまとめる。景観整備方針を取りまとめるにあたっては、事務所等の担当

者が必ず当該事業周辺の景観や土地利用状況を現地にて確認するものとする。

- ・ 「景観整備方針」とは、当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係などについて示す景観形成の基本的な考え方や方向性などであり、事務所等が景観検討を行う上で基本となるものである。

「景観整備方針」は以下のような事項を定める。なお、以下に示すものはあくまでも一例であり、事業の特性を踏まえた事項を設定する。また、景観評価にあたっての評価の項目・尺度、予測・評価手法についても設定する。（別表1の参考事例を参照）

当該事業における景観形成の目標像

当該事業における整備の「対象となる施設や空間」と「対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係」の両者を包括した景観形成の目標像

対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係における基本的な考え方

- 周辺の景観等への配慮の考え方

- 住民等の利用を考慮した整備の考え方 等

施設や空間そのものの景観形成整備の具体的な方針

- 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方

（例）背景となる自然地物と調和する構造物の規模設定の考え方

構造特性等を活用した形状の洗練等の考え方

構造物及び施設全体のデザイン等の統一性、一貫性を確保するための考え方

- 細部設計、材料等選定の考え方

- コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方 等

- ・ 「景観整備方針」は、時間経過に伴う周辺情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直すことができる。ただし、見直しに当たっては、景観形成の取り組みの統一性を確保するため、既に検討済みの部分との整合を図ることが必要である。
- ・ 事務所等は、各段階における設計、施工の景観検討について、「景観整備方針」に基づき適切に景観が形成されているかについて、評価を行う。

事業完成後

- ・ 事務所等は、原則として、事業完了後速やかに、事業により形成された景観が当該事業における「景観整備方針」に基づき適切に形成されているか、見直しが必要かについて評価を行う。必要に応じて、改善措置等を検討する。
- ・ 「景観整備方針」に、事業特性等に応じて、事業完成後の評価時期について記述されている場合、所定の期間が経過した後に評価を行う。

第5 評価の手続き

景観評価に当たっては、以下の手続きにより行う。

学識経験者等の知見の活用（景観アドバイザーの活用）

- ・ 企画部は、事務所等と調整の上、専門的な立場から指導・助言をする「景観アドバイザー」を、地域の実情に精通した、公平な立場にある学識経験者等のうちから任命する。
- ・ 事務所等は、当該事業の「景観形成にあたり配慮すべき事項」や「景観整備方針」の検討、景観評価に当たっての評価の項目・尺度の選定、予測・評価手法の選定、各施設の具体的な規模・形状・配置などについて、「景観アドバイザー」から意見を聴取する。
- ・ 企画部は、「景観アドバイザー」からなる「景観アドバイザー会議」を定期的（年1回程度）に

開催し、地方支分部局等の取り組みを報告する。「景観アドバイザー会議」は、景観評価の取り組みの改善等に資するため、景観評価の手続き、評価手法などについて助言する。

住民等からの意見聴取

- ・ 事務所等は、当該事業の景観形成にあたり配慮すべき事項や景観整備方針や各施設の具体的な規模・形状・配置などに係る情報について、住民等に提供し、住民等の意見や提案を聴取するように努める。
- ・ 情報の提供は、インターネットやアンケート、ワークショップ等の方法により行う。
- ・ 提供する情報は、事業実施後の景観イメージを住民が理解できるよう、スケッチパースやフォトモンタージュなど視覚的な表現方法による資料を用いて行う。
- ・ 事務所等は、住民等から聴取された意見や提案について、必要に応じ、「景観アドバイザー」に報告する。
- ・ 事務所等は、住民等から聴取された意見や提案の内容、景観評価への反映状況について公表する。

地方公共団体、NPOとの連携

- ・ 景観評価を行うに当たって、事務所等は必要に応じて地方公共団体から意見聴取する。
- ・ 当該事業の近傍で地方公共団体が行う関連事業が存在する場合、一体となった整備ができるよう、必要に応じて協力を依頼する。
- ・ 事務所等は、必要に応じて当該地域の景観形成に資する活動を行うNPOとの連携も考慮するものとする。

地方支分部局等における体制整備

- ・ 事務所等は、「景観アドバイザー」や地方公共団体、住民等の意見を踏まえ、「景観形成にあたり配慮すべき事項」や「景観整備方針」を取りまとめ、景観評価を行う。
- ・ 事務所等は、景観評価の結果、その結果に至った経緯及び手続きについて、「景観評価委員会」（委員長：企画部長）に報告する。「景観評価委員会」は、事務所等から試行事業の評価の手続き、評価手法などについて確認し、今後の試行事業の選定や景観検討の進め方、景観アドバイザーの活用方法、人材育成など地方支分部局等における景観評価の効果的な取り組みについて議論する。「景観評価委員会」は各部担当者から構成され、定期的（年1回程度）に開催することとし、この庶務は企画部が行う。
- ・ 企画部は、毎年度、地方支分部局等全体の取り組み状況を整理し、地方支分部局等内の情報交換などに活用する。また、地方ブロック全体の良好な景観形成の取り組みの推進に資するため、地方公共団体等との意見交換にこれを活用する。

既存制度との整合

< 「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」等住民参加手続きにおける景観の取り扱い >

- ・ 当該事業において、「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」等に基づき住民参加手続きを行っている場合は、検討の項目に景観を盛り込むこととし、住民等の意見聴取や学識経験者等の活用についてはその手続きの中で行うことができる。

< 既存の景観評価の仕組みの取り扱い >

- ・ 事業特性を踏まえ、既に学識経験者等を含む委員会等により景観に関する計画等の検討・策定を行っている場合は、本基本方針（案）に基づき景観評価を行っているものと見なすことができる。

< 景観法、景観条例等との整合 >

- ・ 対象事業が景観法に基づき策定された景観計画区域に一部又は全てが存在する場合、景観計画に則するものとする。
- ・ 当該事業が景観地区、準景観地区、風致地区、美観地区、伝統的建造物群保存地区、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、生産緑地地区、自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域、修景厚生港区、地方自治体が制定する景観条例に基づく指定地区に一部又は全てが存在する場合、その地区の目的、規制内容に則するものとする。

<環境影響評価（選定項目：景観）との関係>

- ・ 本基本方針（案）に基づく景観評価は、環境影響評価の一環として行うものではなく、事業者の自主的な取り組みとして実施するものである。
- ・ 環境影響評価における景観は、「人と自然との豊かな触れ合い」に含まれる選定項目であり、基本的事項に示される方針（第二 二(3)ア「景観」に区分される選定項目については、眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。）に基づき、事業者が調査、予測及び評価を行うものである。これは、本基本方針（案）における景観評価の一部を計画段階において実施しているものである。

第6 評価に当たっての留意点

景観評価に当たっての留意点を以下に示す。

各施設の規模・形状等の設定の根拠について、評価の項目・尺度から見て、できるだけ論理的に説明する必要がある。また、評価手法には定性的、定量的な手法が様々あるが、景観整備方針、各施設の種類や整備目的・内容に応じて適切な評価手法を選ぶ必要がある。

景観評価に当たって、フォトモンタージュやスケッチパース、コンピュータグラフィックス、模型などの景観予測手法を用いることは景観形成に携わる関係者が容易に互いに共通の認識に立つことができる点で有効である。ただし、その使用に当たっては、再現性や精度、操作性などの各手法の特徴（別表2参照）や当該事業の景観検討の熟度に留意し、その費用対効果を十分検討するものとする。

再現性：景観をどの程度のリアリティをもって表現するか。

精度：表現されたものが現実の空間のスケール、サイズあるいは色彩をどの程度表現しているか。

操作性：視点の移動や部分的な変更、修正をどの程度行えるか。

景観を予測するに当たっては、「景観アドバイザー」から意見聴取することが望ましい。

第7 試行結果等の報告・公表

企画部は当該年度における試行箇所を大臣官房技術調査課及び公共事業調査室に年度当初に報告する。技術調査課及び公共事業調査室は試行箇所を取りまとめ、公表する。

企画部は地方支分部局等内における試行結果を取りまとめ、年度末までに大臣官房技術調査課及び公共事業調査室に報告する。大臣官房技術調査課及び公共事業調査室は試行結果を取りまとめ、公表する。

大臣官房技術調査課及び公共事業調査室は、所管部局とともに、試行結果の分析を行い、本基本方針（案）の見直し等について検討する。

(別表1-1) 景観整備方針の設定例1
(事例: 河川護岸の改修及び水辺空間の整備)

当該事業における景観形成の目標像	
あたかも従前からそこにあったように自然な、そして人々が利用しやすい水辺空間	

対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に対する基本的な考え方	
- 1 : 周辺の景観等への配慮の考え方	・自然な水辺空間を創出するため、堤防、高水敷、水際部を一体にとらえ、つながりのある空間とする。(-1-1) ・従前からそこにあったような水辺空間を創出するため、可能な限り現場から得られる材料を使用する。(-1-2)
- 2 : 住民等の利用を考慮した整備の考え方	・人々が利用しやすい水辺空間を創出するため、広く間延びしやすい高水敷等の水辺空間は、人々の活動を考慮して居心地の良いスケールに分節する。(-2)
- 3 : その他	(「その他」欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する。)

(とを達成するための)施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針		評価の項目・尺度	予測・評価手法	
- 1 : 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方	形状 < -1-1 に対応 > ・自然の水辺らしく一体的なつながりのある水辺空間を創出するため、堤防、高水敷から水際部においてなめらかに連続するアースデザインを行う。(-1-1)	・自然の川らしさ ・堤防、高水敷、水際部の空間の連続性、一体性 ・境界のあいまいさ	・「川(辺)らしい」水辺空間の事例分析や全体模型による検討を行い、予測する。	・既往事例を参照(現地調査等)し、評価する。
	規模 < -2 に対応 > ・水辺空間を、人にとって居心地の良いスケールに分節するため、地形の高低差や微妙な起伏をつけたり、既存樹木を高水敷に移植したりする。(-1-2)	・分節された空間の居心地の良さ ・人間工学による「囲まれ度」等を尺度として空間スケールの適切さを評価する	・簡易VR(ヴァーチャルリアリティCG)を作成し、様々な位置からの可視範囲、不可視範囲等を確認することにより予測する。	・作成したVRの映像や、既往知見、事例等を参照し、評価する。
	配置 < -1-1、-2 に対応 > ・礫主体の低位盤を親水活動の場、確率的に年に一度水があがる中位盤をピクニック等の休憩の場、それより高い高位盤を園路等の空間と位置づけ、全体を緩やかに結びつつ、水位に応じて水際線の変化と空間利用の多様さを楽しめる地盤高さを設定する。(-1-3)	・それぞれの空間から水への親近感の感じ方 ・見る人の水際からの距離、水面との比高を尺度として適切さを評価する	・コンタ平面図、断面図等を基に、既往の知見及び事例分析により比較しながら検討する。	・既往事例を参照(現地調査等)の上、アドバイザー等のデザインの専門家をまじえ、評価する。
- 2 : 細部設計、材料等選定の考え方	アースデザイン < -1-1、-1-2 に対応 > ・アースデザインは、10cm単位での微地形操作を行い、全体として、自然の流れが作り上げたような水理的に無理のない形に仕上げる。	・自然の川らしさ、自然の地形らしさ	・「川(辺)らしい」微地形の事例分析及び模型による検討を行う。	・水理学及びデザインの専門家を交え、施工段階において確認する。(見試しのデザイン)
	植栽 < -1-2、-1-2 に対応 > ・高水敷空間を分節する樹木は、もともと水際に育っていた樹木を移植する。また、高水敷にはもともと株立ち状の樹木が多いことを踏まえ、この脈絡を持たせるため、移植する樹木は数本ずつをまとめて植える。	・移植した樹木の自然らしさ ・まとめて植えた樹木が株立ちの既存樹木に対し違和感がないか	・「川(辺)らしい」水辺空間の事例を参照し、予測する。	・植栽分野及びデザインの専門家をまじえ、評価する。
	「盤」の詳細 < -1-3 に対応 > ・高さの異なる盤を結ぶためすり付けを行い、全体に緩やかな勾配を有する一つの斜面とする。 ・ただし、見る場所によっては、地形起伏の凹凸が不可視領域を生み出す箇所を盤の中間に設ける。 ・上記2点より、「連続した1つの斜面」という認識と、「この空間・あそこの空間」という2つの空間という認識を両立させ、水際線の見え方の変化や空間利用の多様さを創出する。	・高さの異なる盤の「一体性」と「個性」の両立 ・自然の川らしい空間となっているか ・水際線の見え方は多様となっているか ・多様な利用を促すような空間となっているか	・「川(辺)らしい」微地形の事例分析及び模型による検討を行う。 (ただし、予測に一定の限界があると考えられるため、実際の施工現場においてフォローする。)	・デザインの専門家を交え、施工段階において、現場にて実際の見え方を確認しながら形や配置を見直すなどしてデザインする。(見試しのデザイン)
- 3 : コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方	・可能な限り現場にある材料等を活用し、現場以外から材料を持ち込まないことを基本とする。	・コスト縮減を図ろうとする結果、上記で検討した景観整備やデザインに著しい不合理を生じないか	(上記一連の検討成果を用いる)	・既往の類似事例や関係者、アドバイザー等のデザインの専門家の意見を参考に評価する。
- 4 : その他				

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。

(別表1-2) 景観整備方針の設定例2

(事例：国道バイパス整備)

当該事業における景観形成の目標像	
落ち着いたある町並みと心地よい広がり、田園風景を取り込み、美しく、使いやすく、時間と共に地域の風景と人々の生活に馴染み、人々が誇りと思えるような道路(を創出する。)	

対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に対する基本的な考え方	
- 1 : 周辺の景観等への配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いたある町並みや心地よい広がり、田園風景を取り込み、味わうことができる道路とするため、道路構造物自体は、存在感を抑えあくまでも土地や自然に対し控えめとする。(-1-1) ・時間と共に地域にとけ込み、将来は元々の環境の一部に回帰させるため、自然の助けを借り、時間をかけて完成する道路空間とする。(-1-2)
- 2 : 住民等の利用を考慮した整備の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・使いやすい道路とするため、約6kmのバイパスが一体の線的空間として一貫性を保持しつつ、しかし単調でもない、快適な走行を得られるよう整備する。(-2-1) ・人々が誇りと思える道路とするため、市街地郊外を通過するバイパスから市街中心部へつながる交差点は、地域の玄関口として格式を持ち、またふるさとに帰ってきた際のもてなしの空間となるよう整備する。(-2-2)
- 3 : その他	(「その他」欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する。)

(とを達成するための)施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針	評価の項目・尺度	予測・評価手法
<p>- 1 : 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方</p> <p>防護柵の配置 < -1-1、 -2-1 に対応 > ・道路内部から良好な眺望が得られるよう、暫定2車線運用時の完成時用地に緩傾斜盛土を築造し、十分なスペースをとることにより安全を確保の上、この区間には防護柵を設置しない。(-1-1)</p> <p>盛土、切土の形状 < -1-1、 -1-2 に対応 > ・存在感を抑えて周辺景観に馴染ませ、また植生等の早期回復を促進するため、盛土、切土はラウンディングやグレーディングを行う。(-1-2)</p> <p>交差点へのシンボル植栽 < -2-1、 -2-2 に対応 > ・バイパスから市街中心部につながる道路の交差点には、分岐部の指標性を向上させるとともに、地域の玄関口に位置する格式と個性を演出するシンボル樹を植える。(-1-3)</p> <p>盛土、切土のり面への植栽 < -1-1、 -1-2 に対応 > ・盛土・切土のり面は、道路内部からの眺望を阻害しないよう配慮しつつ、周辺の自然景観に溶け込むような植栽を行う。(-1-4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・走行する道路内部から、沿道景観への眺望が広がるか ・防護柵が途切れることによる走行者の不安感がないか ・外部景観において、暫定車線部の緩傾斜盛土の形状に景観面での違和感がないか ・切土のり面が、周辺の既存地形に無理なく馴染んでいるか ・道路全体が形の良い低い丘を縫うようなめらかに連続しているか ・道路走行時の体験として、走行の快適性や単調とならない適度な変化・分節が得られる道路空間となっているか ・樹木の形状、高さ等 ・植栽の粗密度等を尺度として、自然らしさを評価する ・極端に高密度で不自然な植栽となっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備対象となる道路空間及びその周辺一帯をVR(ヴァーチャルリアリティCG)により仮想構築し、道路内部からの走行景観、沿道からの外部景観等、様々な視点からの見え方を予測する。 ・ラウンディングやグレーディングについて、簡易模型を作成して検討、予測する。 ・模型により配置検討を行い、3次元的に検討、予測する。 ・平面図、断面図、簡易模型により配置検討を行い、予測する。
<p>- 2 : 細部設計、材料等選定の考え方</p> <p>道路付属物の細部形状 < -1-1、 -2-1 に対応 > ・沿道への良好な眺望が得られるよう、道路付属物(防護柵、照明、標識等)は、部材数が少なく、シンプルな形状構成となっているものを採用する。</p> <p>道路付属物の色彩 < -1-1、 -2-1 に対応 > ・道路内部景観に煩雑感がなく、走行しやすい空間となるよう、また周辺の自然色彩に対して違和感のないよう、道路付属物の色彩は、中明度、低彩度とする。</p> <p>シンボル樹の樹種選定 < -1-3 に対応 > ・シンボル樹は、ランドマークとなるような樹高や特徴的な樹形を持ち、紅葉や花により四季の変化を演出できる樹木を選定する。</p> <p>植栽の樹種選定 < -1-4 に対応 > ・盛土・切土のり面に施す植栽は、自生種を主体に樹種を選定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路付属物が、道路内部景観から得られる眺望をどれだけ阻害しているかを尺度として、眺望の善し悪しを評価する ・四季や天候の変化も含め、周辺の自然景観に対し、煩雑感や浮き立ち感がないか ・整備対象との色彩と周辺色彩との明度比や彩度比等を尺度として、違和感の有無を評価する ・地域の玄関口としての格式や、人々を迎え入れる演出を持った樹種としてふさわしいか ・のり面植栽が、将来に渡り地域の既存植生と調和するか。 ・積雪寒冷地であることを踏まえ、生育の可否、維持管理性等が考慮されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・実寸図面や実物大模型により確認する。 ・VRを活用して走行景観を検討し、予測する。 ・色見本を作成し、現地において晴天時、曇天時等の気象変化、夏季、冬季の季節変化等への対応を確認する。 ・既往事例により予測する。 ・事前に周辺の山地や丘陵地、道路事業地を踏査した結果により確認された樹種リストを基に、既往事例との比較により将来の生育状況等を予測する。
<p>- 3 : コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方</p> <p>景観整備による追加費用の検証 ・栈橋工法の採用により、約億円のコスト増になるが、約haの盛土法面を低減できる。(具体的な方針の策定に当たり、追加費用が必要となるものについては、投資効果の検証を行う。) コスト縮減の検討 ・植栽は、コスト縮減の観点から苗木植栽を基本とする。またライフサイクルコストの縮減の観点から、維持管理コストの高い冬囲いが必要な樹木は基本的に導入しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト縮減を図ろうとする結果、上記で検討した景観整備やデザインに著しい不合理を生じないか 	<ul style="list-style-type: none"> (上記一連の検討成果を用いる)
- 4 : その他		

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。

(別表1-3) 景観整備方針の設定例3

(事例: 旅客船岸壁)

当該事業における景観形成の目標像	
歴史的、文化的な地域の特性を活かしつつ、海辺や港町の賑わいを創出する快適な親水空間となる旅客船岸壁(を創出する。)	

対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に対する基本的な考え方	
- 1 : 周辺の景観等への配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する歴史的港湾施設である 岸壁や 緑地、××プロムナードと一体となった親水空間となるよう整備する。(-1-1) 歴史的な地区として重厚、恒久的なイメージを創出しつつ、流行に左右されない施設整備を行う。(-1-2)
- 2 : 住民等の利用を考慮した整備の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 大型旅客船を迎えることから華やかなイメージを創出する(-2-1)。 旅客船岸壁のエプロン部(プロムナード)は、利用する人々のヒューマンスケールに配慮した空間分節を行い、心地良い空間となるよう整備する。(-2-2)
- 3 : その他	(「その他」欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する。)

(と を達成するための) 施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針	評価の項目・尺度	予測・評価手法
- 1 : 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方 配置< -1-1 に対応> ・当該旅客船岸壁と隣接する 岸壁等と一体的かつ繋がりのある親水空間を形成する。(-1-1) ・背後地の利用を踏まえたゾーニングに応じてそれぞれの空間を差別化し、歴史的港湾施設である 岸壁や 緑地、××プロムナードとの一体化を図る。(-1-2) ----- 規模< -2-2 に対応> ・人々にとって心地よい空間となるよう、一部に高木植栽を施したり、一定の間隔にてリズムカルな舗装パターンを設ける等空間を分節する。(-1-3)	・隣接した岸壁や背後地との一体感、連続感 ・周辺施設との一体感、連続感について、「幅・奥行き」の関係」等の尺度の類似性や素材の見え方等を評価する ----- ・分節された空間の居心地の良さ ・高木植栽による、高さ方向のスケール感、囲繞感など ・舗装パターンによる歩行者等の移動速度を考慮したリズム感など	・計画平面図を基に、CGパース等を用いて背後地との一体感等を検討する。 ----- ・既往事例写真やCGパース等を用いて、イメージを確認する。
- 2 : 細部設計、材料等選定の考え方 横断構成(舗装・植栽・照明)等< -2-1, -1-1, -1-2 に対応> ・当該旅客船岸壁のエプロン舗装は、隣接する全ての岸壁において、エッジ部(水際部)に花崗岩を使用することを共通させ、連続感、一体感を創出する。 ・岸壁は高木植栽を連続的に施し、人々の快適な利用に対応すると同時に、緑量感のあるプロムナードへの連続性を高める。 ・岸壁のエプロン部に自然石貼付外灯を設置するとともに、フラッグポールを設置する等賑わいを創出する。 ----- 舗装材料< -1-2 に対応> ・舗装材料は、恒久性、耐久性を考慮し、花崗岩を主体とした自然石舗装を基調とする。 ----- 舗装パターン、テクスチャー< -2-2, -1-3 に対応> ・旅客船岸壁のエプロン部(プロムナード)は、ヒューマンスケールと素材感に配慮し、材質や仕上げの異なる自然石舗装を織り交ぜることにより、奥行き方向、横断方向の双方のパターンを創る。	・隣接した岸壁や周辺施設との連続感、一体感について、舗装材や外灯の素材の適用イメージを評価する ・選定候補となる高木樹種の、四季の変化や将来の成長姿 ----- ・適用する石材の重厚感等のイメージ ・適用する石材の耐久性や滑りにくさ等の諸機能 ----- ・分節された空間の居心地の良さ ・自然石の材質や色彩、仕上げの違いによる分節パターンの見え方	・既往事例写真やCGパース等を用いて、舗装材料や外灯素材等の連続的イメージを確認する。 ・樹種の特性を整理した既往知見や、類似事例の参照により予測する。 ----- ・素材の実物サンプルや整備事例の参照により予測する。 ----- ・実際の現場にてパターン間隔等を再現し、実体験として予測する。 ・整備事例の参照により検討する。
- 3 : コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方 ・自然石の適用にあたり、中国産の良質な花崗岩等を採用し、コスト縮減に配慮する。 ・汚れにも強く耐久性に優れる自然石を採用することにより、長期間の維持管理も含めたライフサイクルコストの観点からコスト縮減を評価する。	・ライフサイクルを考慮に含めたコスト縮減を図るものとするが、コスト縮減のために景観性を大きく損なうものとならないよう留意する	・素材の実物サンプルや整備事例の参照により予測する。 ----- ・参照結果を基に、設計者が評価する。 ・必要に応じ、アドバイザーの意見を聴取する。
- 4 : その他		

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。

(別表2) 景観予測の視覚的な手法

予測方法	特徴及び使用に当たって留意点
スケッチパース	<p>対象事業完成後の景観を透視図法によって描く方法で、フォトモンタージュ法とは異なり、背景となる現状の景観全体を描く必要があるが、自由な視点から自由なアングルの設定が可能で、図面の中で主体を明確にするための意図的な簡略化や強調ができるなど表現の幅が広く、伝達したい視覚的課題に対応した描写をすることが可能である。</p> <p>一方、描く人間の描写能力により再現性が大きく左右されるため、フォトモンタージュより再現性は劣り、厳密な景観予測には適さない。概略の図面をもとに、事業のイメージや形状の検討、確認等をする場合に活用することが適している。</p>
フォトモンタージュ	<p>撮影した写真の上に、対象事業の完成予想図を合成して、景観の変化を予測する方法。景観の予測手法として最も一般的に用いられている方法であり、再現性に優れ、現状の景観と事業実施後の景観を端的に比較する場合に適している。</p> <p>完成予想図の作図方法には、通常のパース図による手法とコンピュータグラフィックス(以下、「CG」という)による手法がある。高い精度を求める場合は、CGを活用することにより、写真画面上に対象事業の図面上の測点を特定して写真と計画図との対応を確認できる。また、現状の写真がベースとなるため、現状で写真が撮影可能な視点場である必要がある。</p>
コンピュータグラフィックス	<p>現状の景観と対象事業の完成予想図の両方について、コンピュータを用いて3次元で描写する方法。3次元データで形状や空間を構築し、その空間内においてあらゆる視点からの予測が可能である。さらに、構築した3次元データを基に、動画へ発展させることもできる。パースやフォトモンタージュでは、一視点ごとにそれぞれの作業が必要になるのに対し、CGはデータの部分的追加や変更によって予測内容を変更することが比較的容易ため、複数の視点場から対象物を確認したり、1つの視点場から対象物の複数比較検討したりする場合などに適している。</p> <p>一般的に時間、費用の両面からコスト高であるが、多数の視点を想定する場合や走行動画として活用する場合、また天候や季節変化を反映する等多ケースが想定される場合は費用対効果の面でメリットがある。</p> <p>近年は、VR(バーチャルリアリティ)技術が急速に発展し、任意視点から得られる景観を即時的に再現することができるようになったため、実際の事業でも活用されることが増えている。</p>
模 型	<p>3次元の空間を、縮尺を変えて3次元媒体によって再現したもの。周辺地域を含めて対象事業の内容を表現し、模型上の主要な視点場から、場合によりファイバースコープ等を用いた写真によって景観の変化を予測する。</p> <p>遠景、中景、近景あるいは鳥瞰、俯瞰、アイレベルなどあらゆる視点から確認することが可能であるため、対象をあらゆる角度から検討する場合や形状や空間を具体的に確認する場合などに適している。特に、公共事業が対象とする長大な施設や空間の全体像の表現が容易であり体感的に理解しやすいため、住民参加活動等のツールとしても活用されるケースが多い。</p> <p>模型は、目的に応じて、完成模型と検討用模型(スタディ模型)との2種類に大別される。検討用模型は、安価で加工が容易な材料を用いるものであり、再現性と精度にやや劣るものの操作性には優れ、予測と評価を頻繁に繰り返す際の検討ツールとして有効である。</p> <p>模型の制作にあたっては、目的によって作成するレベル、縮尺や材料、仕上げ方法等を検討する必要がある。</p>

国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）

目的

事業実施により形成される景観について、事業者、地方公共団体、住民、学識経験者などの景観形成に携わる関係者の多様な意見を聴取しつつ景観評価を行い、事業案に反映する基本的な仕組みを確立。
景観形成に携わる関係者が景観について共通の認識に立てるよう、出きるだけ客観的、論理的に景観に関する価値判断を行う。

位置づけ

直轄事業を対象に試行的に実施。
試行結果を踏まえ、本格導入を検討。

景観評価のための新たな仕組みの導入

企画部は、景観評価に当たって、専門的な立場から指導・助言する「**景観アドバイザー**」を、地域の実情に精通した、公平な立場にある学識経験者等のうちから任命して、活用。

地方支分部局等に「**景観評価委員会**」を設置。定期的（年1回程度）に開催し、事務所等からの報告等を踏まえ、地方支分部局等における景観評価の効果的な取り組みについて議論する。

景観形成の方針を明確化

当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係について景観形成の基本的な考え方や方向性等を「**景観整備方針**」としてまとめる。

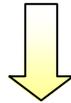
既存制度との整合

対象事業が景観法に基づき策定された景観計画区域に一部又は全てが存在する場合、景観計画に則するものとする。
その他の法令及び条例に基づく景観に関わる規制の対象となる地区等に一部又は全てが存在する場合、その地区の目的、規制内容に則するものとする。

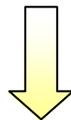
対象事業において「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」等に基づき住民参加手続きを行っている場合は、その手続きの中で行うことができる。

事業の流れ

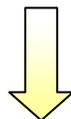
構想段階



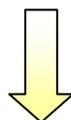
計画段階



設計段階



施工段階



完了後

基本となる景観評価手続き

景観評価は、事業特性を踏まえ適切な時期に検討を実施。
その際、できるだけ事業の早い段階から検討をはじめよう努める。

「景観形成にあたり配慮すべき事項」を取りまとめ

当該事業周辺の景観や土地利用状況、当該地域における景観形成の目標像、景観に関する規制等の把握・抽出を行い、「景観形成にあたり配慮すべき事項」をまとめる。
「景観形成にあたり配慮すべき事項」について、景観アドバイザーから意見聴取するとともに、住民等にインターネットやワークショップ等により情報提供し、意見聴取に努める。

「景観整備方針」を策定

「景観形成にあたり配慮すべき事項」や事業計画の内容・特性を踏まえ、当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係などについて、景観形成の基本的な考え方や方向性などを「景観整備方針」として取りまとめる。
「景観整備方針」の検討、景観評価に当たっての評価の項目・尺度の選定、予測・評価方法の選定、各施設の具体的な規模・形状・配置などについて景観アドバイザーから意見聴取する。
「景観整備方針」や各施設の具体的な規模・形状・配置などについて、住民等にインターネットやワークショップ等により情報提供し、意見聴取に努める。
必要に応じて、当該地域の景観形成に資する活動を行うNPOとの連携も考慮するものとする。

景観の評価

各段階の景観検討について、「景観整備方針」に基づき適切に景観が形成されているかについて、評価を行う。
景観評価に当たっては、フォトモンタージュやCG等の景観予測手法を用いることが有効である。なお、各手法の使用に当たっては、再現性や精度、操作性などの各手法の特徴や当該事業の景観検討の熟度に留意した上で、その費用対効果を十分検討する。

改善措置等の検討

事業完成後、「景観整備方針」に基づき適切に形成されているか、見直しが必要かについて事後評価し、必要に応じて改善措置等を検討する。
評価に当たっては、景観アドバイザーから意見聴取するとともに、住民等にインターネットやワークショップ等により情報提供し、意見聴取に努める。